



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 訓令

- *22 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課)..... 1
*23 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (")..... 4

訓 令

和歌山県訓令第22号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年5月26日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2県土整備部の表都市政策課の項部長専決事項の欄2（3）中「指定等」を「指定」に、「第26条」を「第26条第1項」に改め、同欄2（3）を同欄2（6）とし、同欄2に同欄2（4）及び同欄2（5）として次のように加える。

（4）宅地造成等工事規制区域の指定に係る関係市町村長への意見聴取（第10条第2項）

（5）宅地造成等工事規制区域の公示及び関係市町村長への通知（第10条第4項）

別表第2県土整備部の表都市政策課の項部長専決事項の欄2（2）中「指定等」を「指定」に、「第10条」を「第10条第1項」に改め、同欄2（2）を同欄2（3）とし、同欄2（1）を同欄2（2）とし、同欄2に同欄2（1）として次のように加える。

（1）基礎調査の実施（第4条第1項）

別表第2県土整備部の表都市政策課の項部長専決事項の欄2に次のように加える。

（7）特定盛土等規制区域の指定に係る関係市町村長への意見聴取（第26条第2項）

（8）特定盛土等規制区域の公示及び関係市町村長への通知（第26条第4項）

（9）造成宅地防災区域の指定及び指定の解除（第45条第1項、第2項）

（10）造成宅地防災区域の指定及び指定の解除に係る関係市町村長への意見聴取（第45条第3項において準用する第10条第2項）

（11）造成宅地防災区域の指定及び指定の解除の公示並びに関係市町村長への通知（第45条第3項において準用する第10条第4項）

別表第2県土整備部の表都市政策課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

12 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと。

（1）宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可の取消し（第20条第1項）

（2）宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主等に対する工事の施行の停止の命令及び災害防止措置の命令（第20条第2項）

（3）宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者等に対する土地の使用の禁止及び制限並びに災害防止

措置の命令 (第20条第3項)

- (4) 宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の緊急時における工事主等に対する工事の施行の停止の命令及び工事に従事する者に対する作業の停止の命令 (第20条第4項)
- (5) 宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事等の災害防止措置に係る公告 (第20条第5項 (第23条第3項において準用する場合を含む。))
- (6) 宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事等の災害防止措置に要した費用の徴収 (第20条第6項 (第23条第3項において準用する場合を含む。))
- (7) 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者等に対する勧告 (第22条第2項)
- (8) 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者等に対する改善命令 (第23条第1項、第2項)
- (9) 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事等に係る立入検査 (第24条第1項)
- (10) 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者等に対する報告の徴収 (第25条)
- (11) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のために必要な措置の勧告 (第27条第3項 (第28条第3項において準用する場合を含む。))
- (12) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のために必要な措置の命令 (第27条第4項 (第28条第3項において準用する場合を含む。))
- (13) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の取消し (第39条第1項)
- (14) 特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主等に対する工事の施行の停止の命令及び災害防止措置の命令 (第39条第2項)
- (15) 特定盛土等規制区域内の土地の所有者等に対する土地の使用の禁止及び制限並びに災害防止措置の命令 (第39条第3項)
- (16) 特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の緊急時における工事主等に対する工事の施行の停止の命令及び工事に従事する者に対する作業の停止の命令 (第39条第4項)
- (17) 特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の災害防止措置に係る公告 (第39条第5項 (第42条第3項において準用する場合を含む。))
- (18) 特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の災害防止措置に要した費用の徴収 (第39条第6項 (第42条第3項において準用する場合を含む。))
- (19) 特定盛土等規制区域内の土地の所有者等に対する勧告 (第41条第2項)
- (20) 特定盛土等規制区域内の土地の所有者等に対する改善命令 (第42条第1項、第2項)
- (21) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等に係る立入検査 (第43条第1項)
- (22) 特定盛土等規制区域内の土地の所有者等に対する報告の徴収 (第44条)
- (23) 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者等に対する勧告 (第46条第2項)
- (24) 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者等に対する改善命令 (第47条第1項、第2項)
- (25) 造成宅地防災区域内の造成宅地の災害防止措置に係る公告 (第47条第3項において準用する第20条第5項)
- (26) 造成宅地防災区域内の造成宅地の災害防止措置に要した費用の徴収 (第47条第3項において準用する第20条第6項)
- (27) 造成宅地防災区域内において行われる工事等に係る立入検査 (第48条において準用する第24条第1項)
- (28) 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者等に対する報告の徴収 (第48条において準用する第25

条)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄14(1)中「への立入り」を「の立入り及び通知」に改め、「第5条第1項」の次に「、第2項」を加え、同欄14(2)中「第6条第1項、第3項」を「第6条」に改め、同欄14(3)中「土地」を「基礎調査のための土地」に改め、「補償」の次に「及び協議」を加え、「第8条」を「第8条第1項、第2項」に改め、同欄14(3)を同欄14(4)とし、同欄14に同欄14(3)として次のように加える。

(3) 証明書等の交付(第7条(第24条第2項(第48条において準用する場合を含む。))及び第43条第2項において準用する場合を含む。))

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄14に次のように加える。

(5) 土地収用法第94条第2項の規定による裁決の申請(第8条第3項)

(6) 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可等(第12条第1項、第14条第2項)

(7) 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可の条件の付加(第12条第3項(第16条第3項において準用する場合を含む。))

(8) 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可に係る工事主の氏名等の公表及び関係市町村長への通知(第12条第4項(第16条第3項において準用する場合を含む。))

(9) 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事に係る国等との協議(第15条第1項(第16条第3項において準用する場合を含む。))

(10) 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可(第16条第1項)

(11) 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の計画の軽微な変更の届出の受理(第16条第2項)

(12) 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査及び検査済証の交付(第17条第1項、第2項)

(13) 宅地造成等工事規制区域内において行われる土石の堆積に関する工事に係る土石の除却の確認及び確認済証の交付(第17条第4項、第5項)

(14) 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査及び中間検査合格証の交付(第18条第1項、第2項)

(15) 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の定期の報告の受理(第19条第1項)

(16) 宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事等の届出の受理(第21条第1項、第3項、第4項)

(17) 宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主の氏名等の公表及び関係市町村長への通知(第21条第2項)

(18) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の届出の受理(第27条第1項)

(19) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の届出に係る工事主の氏名等の公表及び関係市町村長への通知(第27条第2項(第28条第3項において準用する場合を含む。))

(20) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の届出の受理(第28条第1項)

(21) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可等(第30条第1項、第33条第2項)

- (22) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の条件の付加(第30条第3項(第35条第3項において準用する場合を含む。))
- (23) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る工事主の氏名等の公表及び関係市町村長への通知(第30条第4項(第35条第3項において準用する場合を含む。))
- (24) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る国等との協議(第34条第1項(第35条第3項において準用する場合を含む。))
- (25) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可(第35条第1項)
- (26) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の軽微な変更の届出の受理(第35条第2項)
- (27) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事の完了検査及び検査済証の交付(第36条第1項、第2項)
- (28) 特定盛土等規制区域内において行われる土石の堆積に関する工事に係る土石の除却の確認及び確認済証の交付(第36条第4項、第5項)
- (29) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事の中間検査及び中間検査合格証の交付(第37条第1項、第2項)
- (30) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告の受理(第38条第1項)
- (31) 特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の届出の受理(第40条第1項、第3項、第4項)
- (32) 特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主の氏名等の公表及び関係市町村長への通知(第40条第2項)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

15 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)に関する次のこと。

- (1) 災害防止措置に要した費用の額の算定基礎の明示(第51条、第81条)
- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面の交付(第88条)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令第23号

庁 中 一 般

各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年5月26日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程(昭和63年和歌山県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第3(第4条関係) 振興局の局長、部長、
所長及び部の課長等専決事項
(1) 共通専決事項

専決者	専決事項
略	
建設部長	1～71 略 72 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に関する次のこと。 (1) 基礎調査のための土地の立入り及び通知(第5条第1項、第2項) (2) 基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等(第6条) (3) 基礎調査のための土地の立入り等に伴う損失の補償及び協議(第8条第1項、第2項) (4) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第94条第2項の規定による裁決の申請(第8条第3項) (5) 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者等に対する勧告(第22条第2項) (6) 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者等に対する改善命令(第23条第1項、第2項) (7) 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事等に係る立入検査(第24条第1項) (8) 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者等に対する報告の徴取(第25条) (9) 特定盛土等規制区域内の土地の所有者等に対する勧告(第41条第2項) (10) 特定盛土等規制区域内の土地の所有者等に対する改善命令(第42条第1項、第2項) (11) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等に係る立入検査(第43条第1項) (12) 特定盛土等規制区域内の土地の所有者等に対する報告の徴取(第44条) 73 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと(宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事であって、盛土、切土又は土石の堆積(以下「盛土等」という。)の高さが15メートル未満であり、かつ、盛土等に係る土地の面積が1,500平方メートル未満であるものに係るものに限る。) (1) 宅地造成等に関する工事の許可等(第12条第1項、第14条第2項) (2) 宅地造成等に関する工事の許可の条件の付加(第12条第3項(第16条第3項において準用する場合を含む。)) (3) 宅地造成等に関する工事の許可に係る工事主の氏名等の公表

別表第3(第4条関係) 振興局の局長、部長、
所長及び部の課長等専決事項
(1) 共通専決事項

専決者	専決事項
略	
建設部長	1～71 略

- 及び関係市町村長への通知（第12条第4項（第16条第3項において準用する場合を含む。））
- (4) 宅地造成等に関する工事に係る国等との協議（第15条第1項（第16条第3項において準用する場合を含む。））
- (5) 宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可（第16条第1項）
- (6) 宅地造成等に関する工事の計画の軽微な変更の届出の受理（第16条第2項）
- (7) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査及び検査済証の交付（第17条第1項、第2項）
- (8) 土石の堆積に関する工事に係る土石の除却の確認及び確認済証の交付（第17条第4項、第5項）
- (9) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査及び中間検査合格証の交付（第18条第1項、第2項）
- (10) 宅地造成等に関する工事の定期の報告の受理（第19条第1項）
- (11) 宅地造成等に関する工事の許可の取消し（第20条第1項）
- (12) 宅地造成等に関する工事の工事主等に対する工事の施行の停止の命令及び災害防止措置の命令（第20条第2項）
- (13) 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者等に対する土地の使用の禁止及び制限並びに災害防止措置の命令（第20条第3項）
- (14) 宅地造成等に関する工事の緊急時における工事主等に対する工事の施行の停止の命令及び工事に従事する者に対する作業の停止の命令（第20条第4項）
- (15) 宅地造成等に関する工事等の届出の受理（第21条第1項、第3項、第4項）
- (16) 宅地造成等に関する工事の工事主の氏名等の公表及び関係市町村長への通知（第21条第2項）
- 74 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと（特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事であって、盛土等の高さが15メートル未満であり、かつ、盛土等に係る土地の面積が3,000平方メートル未満であるものに係るものに限る。）。
- (1) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の届出の受理（第27条第1項）
- (2) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の届出に係る工事主の氏名等の公表及び関係市町村長への通知（第27条第2項（第28条第3項において準用する場合を含む。））

- (3) 特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のために必要な措置の勧告 (第27条第3項 (第28条第3項において準用する場合を含む。))
- (4) 特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のために必要な措置の命令 (第27条第4項 (第28条第3項において準用する場合を含む。))
- (5) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の届出の受理 (第28条第1項)
- (6) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可等 (第30条第1項、第33条第2項)
- (7) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の条件の付加 (第30条第3項 (第35条第3項において準用する場合を含む。))
- (8) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る工事主の氏名等の公表及び関係市町村長への通知 (第30条第4項 (第35条第3項において準用する場合を含む。))
- (9) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る国等との協議 (第34条第1項 (第35条第3項において準用する場合を含む。))
- (10) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可 (第35条第1項)
- (11) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の軽微な変更の届出の受理 (第35条第2項)
- (12) 特定盛土等に関する工事の完了検査及び検査済証の交付 (第36条第1項、第2項)
- (13) 土石の堆積に関する工事に係る土石の除却の確認及び確認済証の交付 (第36条第4項、第5項)
- (14) 特定盛土等に関する工事の中間検査及び中間検査合格証の交付 (第37条第1項、第2項)
- (15) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告の受理 (第38条第1項)
- (16) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の取消し (第39条第1項)
- (17) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主等に対する工事の施行の停止の命令及び災害防止措置の命令 (第39条第2項)
- (18) 特定盛土等規制区域内の土地の所有者等に対する土地の使用の禁止及び制限並びに災害防止措置の命令 (第39条第3項)
- (19) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の緊急時における工事主等に対する工事の施行の停止の命令及び工事に従事する者に対する作業の停止の命令 (第39条第4項)

(20) <u>特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の届出の受理 (第40条第1項、第3項、第4項)</u> (21) <u>特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主の氏名等の公表及び関係市町村長への通知 (第40条第2項)</u> 75 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 (昭和37年建設省令第3号) に関する次のこと。</u> (1) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面の交付 (第88条)</u>	
略	略
備考 略	備考 略
(2) 略	(2) 略

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。